

【総領事館からのお知らせ：安全対策情報：5月】

平成28年5月13日（総16第10号）

在デンパサール日本国総領事館

1 治安情勢

(1) テロ関連情報

本年1月のジャカルタでの爆弾・銃撃テロ事件を受けて、同事件に関与した疑いのある者や、空港や警察署への攻撃を計画していたとみられる者等、テロ容疑者が摘発されていますが、今後も引き続き、テロの発生には注意が必要です。

過去に2度大規模な爆弾テロ事件が発生したバリ島では、治安当局はテロに対する警戒を継続しています。昨年末、スングギビーチ等、観光客が訪れる浜辺で潜在的な脅威があるとの情報があったロンボク島や世界的な観光地を有する東・西ヌサトゥンガラ州でも念のために治安情勢には注意する必要があります。

また、中部スラウェシ州のポソにおいては、ISILに忠誠を誓ったとされる「東インドネシアのムジャヒディン（MIT）」のサントソ・グループに対する軍と警察による大がかりな合同オペレーションが継続され、同グループのメンバー逮捕が報道されていますが、当局は、5月8日、上記オペレーションを7月8日まで延長すると発表しています。

(2) 伊勢志摩サミットに向けた注意

5月26、27日には日本で伊勢志摩サミットが開催されます。近年、世界の様々な地域でイスラム過激派組織によるテロがみられるほか、これらの主張に影響を受けたものによる一匹狼（ローンウルフ）型等のテロが発生しており、日本人、日本権益が標的となり、テロを含む様々な事件に遭うおそれがあります。この関係で、わが国の全在外公館では、首脳会議が開催される5月26日及び27日を含む5月16日から5月29日までの二週間を、「特別警戒期間」として警備を一層強化することになっています。

引き続き、テロはどこでも発生する可能性があり、旅行者や大勢の人が集まる場所はテロの標的となり得るとの認識の下、不測の事態に巻き込まれることがないように万全の注意を払ってください。

特に、テロの標的となりやすい場所（ナイトクラブなど多くの外国人が集まる場所）に近づくことは極力避け、不特定多数が集まる場所（ショッピングモールや観光施設等）では十分な安全対策がとられているかを確認する等、自分の身の安全を確保するよう心がけてください。

2 一般情勢

(1) デング熱の流行

当地保健当局によれば、バリ州において本年1月から4月末までに約7,800名のデング熱の感染者が報告され、うち38名が死亡しています。デング熱はバリ州各地において例年以上に猛威を振るっており、特に、ギアニャール県、デンパサール市、ブレレン県、バドゥン県で罹患者や死亡者が多数に上り、一部では病室が足りなくなっているところもあります。流行は今しばらく継続するとみられることから、防蚊対策を徹底し、感染予防に十分留意してください。

(2) 麻薬・薬物への注意

バリ州各地において、引き続き、インドネシア人、外国人を問わず麻薬・薬物関連の逮捕事案が続いています。4月20日、バリ州警察本部長は、3月21日から4月19日までに行われた“麻薬組織撲滅大作戦”の結果、127人の薬物違反被疑者を検挙した旨発表しました。

上記期間に限らず、インドネシア当局は常時薬物違反事件の摘発を推進しており、また、外国人に対しても死刑を含む重い判決を下すなど、薬物犯罪に対し厳しい姿勢で臨んでいます。麻薬・薬物には絶対に関与しないようにしてください。また、薬物が蔓延しているような危険な場所には近寄らないことをお奨めします。

(3) 外国人の不法滞在等取締り強化

バリ入管当局は、外国人の不法滞在・不法就労を摘発するため、軍、警察ら関係当局で構成する合同チームによる監視・取締りを強化しています。当地での滞在中には、適切な滞在許可、また、就労する場合には就労許可が得られていることを確認してください。

3 邦人事件・事故関係

(1) ひったくり・スリ

当館に次の3件の邦人旅行者の被害報告がありました。

- ・ 4月21日23時頃、クロボカン地区において携帯電話を操作しながら歩いていたところ、手にしていた携帯電話をオートバイに乗った犯人にひったくられた。
- ・ 4月29日22時頃、レギャン通りを歩行中、数名のインドネシア人男性に声をかけられ取り囲まれている間に、肩掛けバッグから旅券、財布等を掏られた。
- ・ 5月4日正午頃、サヌール地区 kesari 通りを自転車で走行中、前カゴに入れておいた旅券、現金等の入ったバッグを後ろから来たオートバイに乗車した男に盗られた。

(2) 旅行中の事故・急病

旅行者が事故や急病で重傷を負うケースが複数件報告されました。いずれも病院へ緊急搬送され手術などの必要な処置を受けましたが、高額の治療・入院費が発生しました。

当地では、急病や負傷等により病院に搬送された場合でも、現金・クレジットカードの持ち合わせや保険への加入がないと重篤な症状であるにも関わらず治療が受けられないことがあります。万一に備え十分な補償の得られる海外傷害保険等に加入することをお勧めします。

4 その他（インドネシア入国に際する査証免除制度の一部変更について）

インドネシア入国管理局によれば、査証免除で入国可能な入国ポイントが、全国29の空港（デンパサール、ロンボク、ジョグジャカルタ等を含むほぼすべての国際空港）、88の海港、7の陸路に拡大されました。これにより、インドネシアのほぼすべての国際空港において、査証免除による入出国ができるようになりました。詳しくは入国管理局HPをご覧ください。

<http://www.imigrasi.go.id/index.php/en/layanan-publik/visa-kunjungan>